【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 近畿財務局長

【提出日】 令和4年9月26日

【会社名】株式会社ユニバーサル園芸社【英訳名】UNIVERSAL ENGEISHA CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安部 豪

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市大字佐保193番地の2

【電話番号】 072-649-2266 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 野呂 千佳子

【最寄りの連絡場所】 大阪府茨木市大字佐保193番地の2

【電話番号】 072-649-2266 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 野呂 千佳子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和4年9月24日開催の当社第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 令和4年9月24日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金 22円 総額104,595,964円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和4年9月26日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社グループの事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

変更前	变更後		
<u> </u>	第1章 総則		
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	1		
	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。		
(1)~(11)	(1)~(11) (現行どおり)		
 (12)食料品、加工食品、調味料、酒類の販売 	(12)食料品、加工食品、調味料、酒類の <u>生産・加工・</u> 販売 <u>等</u>		
(13)~(16)(条文省略)	(13)~(16) (現行どおり)		
(新設)	(17)建築工事、内装仕上工事及びディスプレイの企 画、設計、監理及び施工		
(新設)	(18)各種施設、展示会等の企画、設計、監理及び施工 並びに運営及び管理		
(17)	(19)(現行どおり)		
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)		
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。 2.当会社は電子提供措置事項のうち法務省令で定める ものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株 主に対して交付する書面に記載することを要しないもの とする。		
(新設)	所則 第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 2.本附則は前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。		

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、森坂拓実、安部豪、西川道広、片岡義雄を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 補欠の監査等委員である取締役として、小林賢二を選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	10,383	105	1	(注)1	可決 98.99
第2号議案	10,444	44	1	(注)2	可決 99.58
第3号議案					
森坂 拓実	9,803	685	-	(注)3	可決 93.46
安部豪	9,812	676	-		可決 93.55
西川道広	10,444	44	-		可決 99.58
片岡義雄	10,444	44	-		可決 99.58
第4号議案	10,429	59	-	(注)3	可決 99.43

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上